

4.3.6. 避難用語の解説

市町から発表される避難行動に関する情報は3段階あります。以下に、発令発表情報と求められる避難行動について整理しました。(出典:避難勧告等に関するガイドライン(平成29年1月、内閣府))

表 4-13 避難に関する情報と避難行動

	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 ・その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動。突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

4.4. 情報収集・伝達

4.4.1. 情報収集・伝達【様式3】

情報収集・伝達方法については、様式3に基づき、避難を判断するために必要な情報の種類および収集方法を記載してください。また、施設利用者への情報伝達内容およびその方法についても記載を行ってください。また、避難が困難な者がいる場合等については、避難困難者の状況や人数等について市町長に報告する体制についても記載を行ってください。

《記載例》

5 情報収集・伝達	
(1) 情報収集	
収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。	
収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
洪水予報（注1） 河川水位 土砂災害警戒情報	テレビ、ラジオ、〇〇市からのファックス インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、 緊急速報メール POINT②
避難準備・高齢者等避難開始、 避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、テレビ、ラジオ、 インターネット（市役所・町役場のウェブサイト）、 緊急速報メール POINT①
排水施設の稼働状況 近隣河川の状況 浸水被害の有無 堤防決壊の前兆現象 崖崩れ等の前兆現象 （* 上記は各地域の状況に合わせて記載）	〇〇市からの電話、ファックス （〇〇市と事前に調整） 消防団からの電話、ファックス POINT③
(注1：洪水予報は洪水予報対象河川のみ)	
(2) 情報伝達	
①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、河川水位、土砂災害警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の情報を施設内関係者間で共有する。	
②徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について市町村長に報告する。	

施設利用者に児童がいる場合、保護者への連絡体制についても以下の記載事例をもとに留意して記載を行って下さい。

《記載例》

- 児童を避難させる可能性がある場合には、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「●●●●（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
- 児童を避難させる場合には、〇〇市〇〇課（連絡先）に「これより●●●●（避難場所）に避難する」旨を連絡する。
- 児童を避難させる場合には、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「●●●●（避難場所）へ避難する。児童引き渡しは●●●●（避難場所）において行う。児童引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。
- 避難の完了後、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「避難が完了。これより●●●●（避難場所）において児童引き渡しを行う」旨を連絡する。

POINT①

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）は各市町より発表されます。各市町との情報のやりとりの方法について事前に確認しておいてください。

POINT②

- 気象情報は気象庁の以下のサイトより確認できます。
<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- 洪水予報、河川水位、土砂災害警戒情報等は滋賀県土木防災情報システムより確認できます。
<http://shiga-bousai.jp/index.php>
- 川の防災情報（国土交通省）においても、市町別に洪水予報、河川水位が確認できます。
<http://www.river.go.jp/kawabou/ipRadar.do?areaCd=86&prefCd=&townCd=&gamenId=01-0706&fldCtlParty=no>

POINT③

- 排水施設の稼働状況、近隣河川の状況等の情報は各市町、消防団等からの情報収集手段、方法について事前に確認しておいてください。

4.4.2. 緊急連絡先の整理【様式8】～【様式10】

緊急時に施設の利用者へ迅速な連絡がとれるよう「施設利用者緊急連絡先一覧表（様式8）」や「緊急連絡網一覧表（様式9）」を作成しておきましょう。また、災害時の情報収集や救援等が必要な場合に備えて市町の防災担当者・福祉担当者への連絡先や、警察・消防等の主要な連絡先について整理を行った「外部機関等への緊急連絡先一覧表（様式10）」を作成しておきましょう。

POINT

- ☞ 市町の災害対策本部や所管課、社会福祉協議会など関係機関との連宅体制を日頃から構築しておきましょう。
- ☞ 体制確立後の情報伝達がスムーズにいくように、従業員等や保護者に対する緊急連絡網の作成や安心メール等の登録を促進し、訓練等で定期的に確認し必要に応じて更新するようにしましょう。
- ☞ 通所施設では、早い段階で保護者に連絡・引き渡しを行い、避難誘導が必要な施設利用者を最小限にすることが望ましく、そのためには日ごろから保護者・家族などの理解を得る必要があります。

事例5：各種警報への対応に関する保護者の理解促進

知的障害者の通所施設Eでは、各種警報への対応について保護者の理解を得るため、月1回の保護者会で確認するとともに、台風等の予報がでた場合は、前日までに各種警報への対応に関する書類を作成し、保護者に配布するようにしています。また、施設利用中に警報等が発表された場合には、電話またはメールにて保護者へ連絡するなど、情報伝達の体制を整えています。

各種警報に対する対応	
○8時前に警報解除された場合	⇒通常通り(給食あり)
○8時～12時に警報解除された場合	⇒解除1時間後から開所(給食なし)
○12時以降に警報解除された場合	⇒休業

(書類のイメージ)

連絡先○○○

(1) 施設利用者緊急連絡先一覧表【様式 8】

11 施設利用者緊急連絡先一覧表

様式 8

施設利用者			緊急連絡先				その他 (緊急搬送先等)
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	

(2) 緊急連絡網一覧表【様式9】

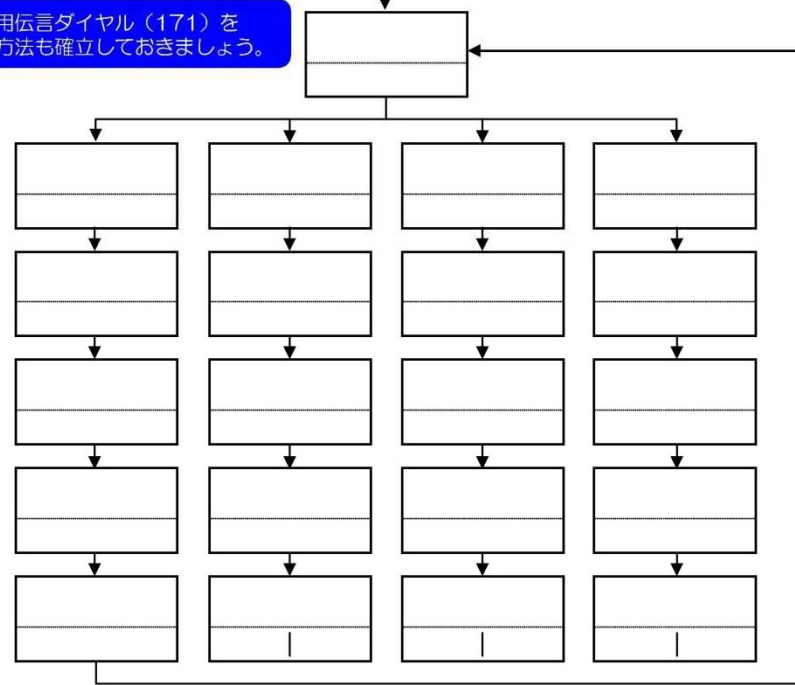
12 緊急連絡網

様式9

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法も確立しておきましょう。

上段に「氏名」、
下段に「連絡先（電話番号）」
を入れてください。



(3) 外部機関等への緊急連絡先一覧表【様式10】

13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村（防災担当）					
市町村（福祉担当）					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

4.5. 避難誘導【様式4】

STEP3

施設利用者を安全に避難誘導する体制をつくろう

4.5.1. 避難誘導

(1) 避難行動の検討に関する留意事項

災害の発生のおそれがある場合に、迅速かつ適切に避難行動するためには、次の4つの項目について、あらかじめ決めておくことが重要です。

- ① 避難場所（安全な場所はどこか → 水平避難か、垂直避難か）
- ② 避難判断基準（いつ、どのような情報を基に、避難を開始するのか）
- ③ 避難方法（どのような方法で避難するのか）
- ④ 逃げ遅れた場合の対応

なお、ゲリラ豪雨による洪水、土砂災害は突発的に発生し、大きな破壊力を有するため、人命に大きく影響する災害もあるが、基本は、安全が確保できる避難場所等へ早期避難を行うこと。

リスクのある施設では、浸水想定区域外、警戒区域外へ立ち退き避難を行うことが原則になります。

施設の構造、立地、利用者の要介護度や病状等を踏まえて、水平避難か、垂直避難かを検討し、逃げ遅れた場合、施設内での安全確保も含めて避難行動を検討することが重要です。

(2) 避難場所の設定

あらかじめ安全を確保して避難できる、かつ、安全が確保された避難場所であるかを検証したうえで、避難場所を決めておくことが重要です。

決定した避難場所までの移動方法や移動時間を考慮して適切な避難行動・支援を行う必要があります。

避難場所の決定に関する基本的な考え方は次のとおりです。

- ① 指定緊急避難場所等への水平避難（危険な場所から離れることが原則）
- ② 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
- ③ 「施設内での安全確保（垂直避難）」（施設建物内において、より安全な部屋等へ）
- ④ 避難経路が危険な場合などでは、施設内に安全が確保できるスペースや設備等が確保される場合は、屋内避難も考慮

(3) 避難誘導

別紙1の「避難経路図」に基づき、避難場所、避難場所までの安全な避難ルートの移動距離、移動手段を決めておきましょう。

避難場所が施設から遠い場合や車いすや寝たきりの方がいる場合には、搬送車を手配して移送する必要があります。必要な台数を手配できるかどうか事前に確認しておきましょう。

《記載例》

様式 4

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段	備考 (避難グループ)
避難場所 1		() m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台	
避難場所 2		() m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台	
避難場所 3		() m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台	
屋内安全確保				

別紙1の「避難経路図」に基づき、避難場所、避難場所までの距離と移動手段を整理しましょう。

4.5.2. 対応別避難誘導方法一覧表【様式 11】

施設利用者ごとに、避難先(様式 4 の施設名)と移動手段(徒歩や車両など)、避難誘導要員をそれぞれ整理しましょう。下表の施設利用者と避難誘導要員の対応表(例)を作成して、どのような施設利用者があるのか、避難誘導要員は誰が担当するのかを整理した上で、「様式 11 対応別避難誘導方法一覧表」を作成するとスムーズです。

表 4-14 施設利用者と避難誘導要員の対応表(例)

施設利用者		避難誘導要員
対応内容	避難場所へ移動	担当者
	<input type="checkbox"/> 単独歩行が可能な方	() 名 ()
	<input type="checkbox"/> 介助が必要な方	() 名 ()
	<input type="checkbox"/> 車いすを使用する方	() 名 ()
	<input type="checkbox"/> ストレッチャーや担架が必要な方	() 名 ()
	<input type="checkbox"/> そのほか ()	() 名 ()
	その他の対応	
	<input type="checkbox"/> ご自宅に帰宅する方	() 名 ()
	<input type="checkbox"/> 病院に搬送する方	() 名 ()
	<input type="checkbox"/> そのほか ()	() 名 ()

POINT

- ☞ エレベーターは、停電により停止する可能性があります。
- ☞ 施設利用者の人数とそれぞれの対応内容を整理したうえで、必要な避難誘導要員を適正配置することが望まれます。

事例 6：施設利用者の乗車区分の整理による円滑かつ迅速な搬送

特別養護老人ホーム F では、施設利用者を避難場所まで車両で移送する際に「要配慮者の避難車両の割り当ての一覧表」を作成しています。避難誘導時には、この一覧表にもとづき、施設利用者を「歩行可能」「座位可能」「座位不可」「帰宅」「入院」に区分し、人数を整理したうえで避難誘導要員と搬送車両の割り当てを行い、避難訓練を実施しています。

- ☞ 時間帯(昼間⇔夜間、平日⇔休日)によって、施設利用者の人数や従業員等の人数は異なります。施設利用者を安全に避難誘導できるために必要な人材や車両、資器材などを具体的に定めておく必要があります。

事例 7：市町村や社会福祉協議会と連携した避難誘導體制の構築

特別養護老人ホーム G では、施設利用者が多いため、避難場所まで円滑かつ迅速に避難誘導するには従業員等だけでは人手が足りません。そこで、市町村や社会福祉協議会の協力を得て、避難誘導に係る支援者と搬送車両の提携を結んでいます。支援者は、搬送時等の混乱を最小限に抑えるために、施設周辺の土地勘がある方を選んでいきます。

4.5.3. 防災体制一覧表【様式 12】

STEP4

施設利用者の命を守るための役割分担を決めよう

災害時における管理権限者、情報収集要因、避難誘導要員等の役割分担表を作成してください。

15 防災体制一覧表

様式 12

管理権限者（ ）（代行者 ）		
情報収集 伝達要員	担当者	役 割
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導 要員	担当者	役 割
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
救出・救援要員 給食・給水要員 <p style="color: red; text-decoration: underline;">※必要に応じて体制を整えましょう。</p>		

管理権限者、情報収集要員、避難誘導要員の役割分担表を作成して下さい

施設の利用者数と従業員数、徒歩と車両による移動方法のマッチング（様式 11 の作成）を行うことが重要です。

POINT

従業員等や施設利用者の保護者・家族などの緊急連絡網やその他関係機関への連絡先をとりまとめておくことが望めます。

4.6. 避難の確保を図るための施設の整備、防災教育および訓練の実施

STEP5

施設利用者の命を守るための備えをしよう

4.6.1. 避難の確保を図るための施設の整備、防災教育および訓練の実施【様式5】

(1) 避難の確保を図るための施設の整備

ここでは、情報収集・伝達および避難誘導に使用する施設または資器材について記載します。記載した資器材は計画の作成と併せて整備・備蓄しておいてください。また、夜間も利用者が施設内に滞在する施設においては、停電時における避難誘導の際に使用する懐中電灯や予備電源等の施設または資器材について検討し記載してください。

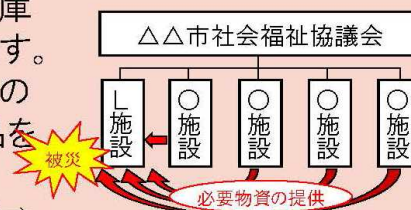
POINT①

☞ 水や食料などの備蓄は想定される浸水継続時間を考慮した日数分を確保する必要があります。必要な数量分を準備し、施設内で浸水しない場所や持ち出しやすい場所にまとめておきましょう。

事例 9：複数の施設間で備蓄品を共有

特別養護老人ホームでは、施設の備蓄倉庫とは別に、避難場所にも備蓄品を備えています。また、「社会福祉施設災害支援ネットワーク」の体制を地域で構築しており、施設間で備蓄品を共有できるような協定を結んでいます。

社会福祉施設災害支援ネットワークのイメージ→



POINT②

☞ 施設への浸水を防ぐためには、安全な場所への移転や土地の嵩上げが有効です。

事例 10：施設建替え時に土地を嵩上げて浸水危険性を回避

保育園Jは、浸水する危険性を回避するために、建替え時に浸水する深さと同じだけ土地を嵩上げしました。さらに、緊急時の避難場所として、体育館の上(中2階)に避難スペースを整備しました。

(2) 防災教育および訓練の実施

水防法第 15 条の 3 第 5 項、土砂災害防止法 8 条の 2 第 5 項により避難確保計画に基づく避難訓練の実施は義務付けられています。洪水、土砂災害の基礎知識、平常時の防災、緊急避難時の役割・行動等について日頃から学習し、知識を身につけておくことが重要であり、自治体によっては土砂災害や防災に関する出前講座を行っているところもありますので、積極的に活用することが重要です。

防災教育および訓練の年間計画については、別途様式 7（提出不要）の作成が必要となります。

(5.1 参照)

《様式5 記載例》

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備 蓄 品		POINT①
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー	
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料	
施設内の一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり__ℓ） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり__食分） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具	
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき	地震災害等も踏まえ 最低3日分は備蓄しましょう。
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬	
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも	
その他	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> （ ）	

浸水を防ぐための対策	POINT②
<input type="checkbox"/> 土嚢 <input type="checkbox"/> 止水板 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

8 防災教育及び訓練の実施

- ・ 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・ 毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・ その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

4.6.2. 防災教育および訓練の年間計画【様式7】

STEP6

防災に関する教育や訓練を実施しよう

円滑かつ迅速な避難を確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。訓練や研修は年1回以上、定期的に行うよう年間計画を作成してください。

POINT

地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、災害の種類によって避難判断のタイミングや避難場所・避難経路が異なる場合があることに留意する必要があります。

段階的な訓練を定期的の実施したり、市町村や消防機関などと連携して実践的な訓練を実施することで、いざというときの避難行動の実効性を高めることができます。

事例 1 1：あらゆる状況や時間帯を想定した避難訓練

特別支援学校(知的障害者、高等部)Kでは、あらゆる状況や時間帯を想定した避難訓練やシェイクアウト訓練、DIG訓練を定期的実践することで、避難行動を体に覚えさせるような取り組みを実施しています。

事例 1 2：法人施設間で連携した避難訓練を実施

特別養護老人ホームLでは、同じ法人施設を4つのブロックに分け、ブロックごとに連携した避難訓練を定期的実施しています。

障害者などの場合は、避難先の環境に慣れておくことも大切です。定期的に訪問したり、避難先と協議などを行っておきましょう。また、避難所生活を想定した宿泊訓練の実施なども考えられます。

避難確保計画の内容を関係者間で共有するとともに、定期的に更新するなど、計画の更なる充実を図ることが重要です。

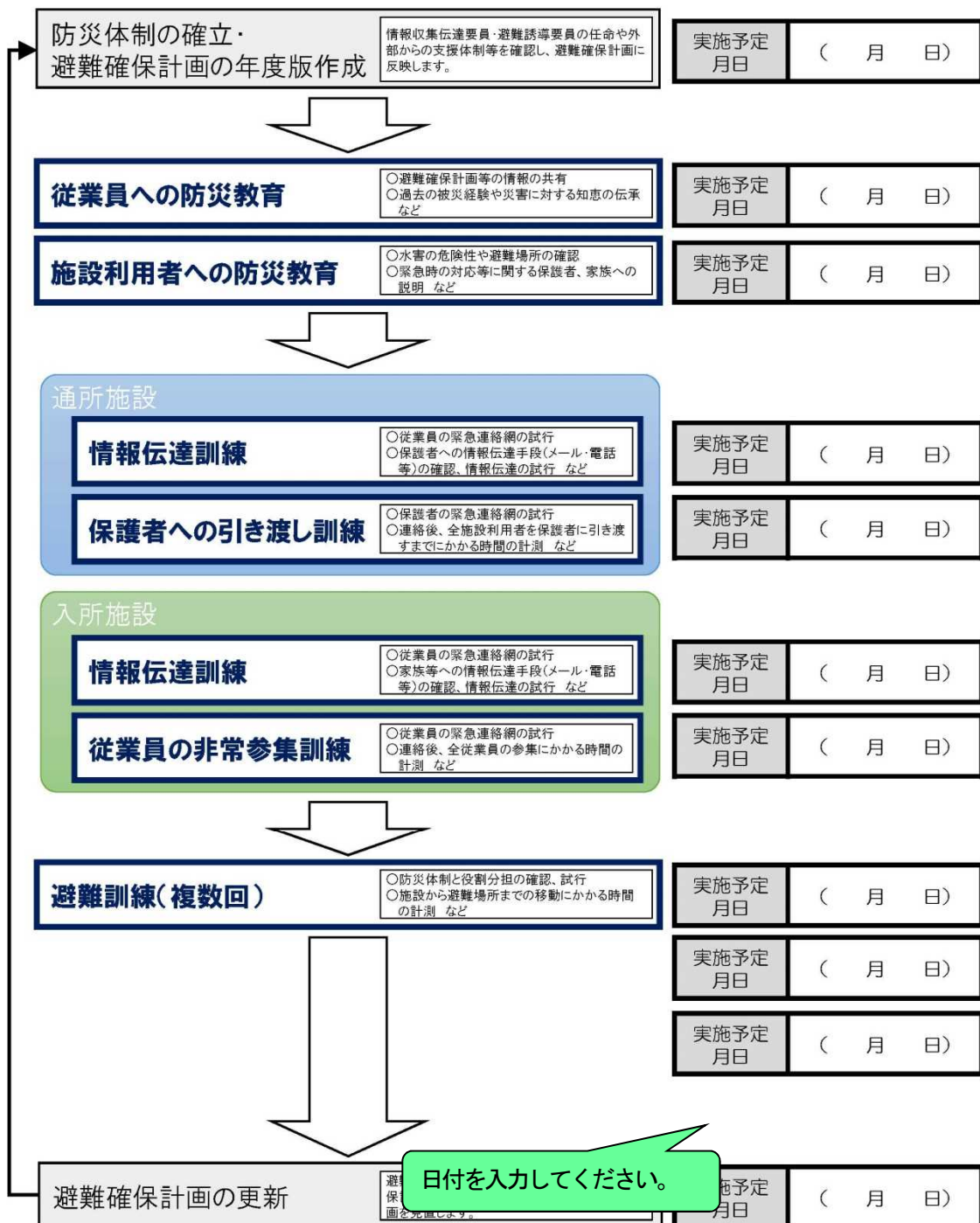
事例 1 3：持続的かつ継続的な避難確保計画の内容の更新

特別養護老人ホームMでは、避難確保計画にもとづき避難訓練を実施し、その結果を踏まえて各職員が内容を更新しています。避難確保計画の内容を持続的かつ継続的に更新していくことで、より実効性の高い計画としています。



様式 7

10 防災教育及び訓練の年間計画作成例



4.7. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）【様式6、他】

自衛水防組織を設置する場合には以下の様式6、別添1「自衛水防組織活動要領(案)」、別表1・2を作成してください。

POINT

- 自営水防組織を設置するなど、日ごろから各分担の役割を明確にし、担当者を割り振っておくことが望まれます。（別表1）
- 従業員等や施設利用者の保護者・家族などの緊急連絡網やその他関係機関への連絡先をとりまとめておくことが望まれます。

《記載例》

様式6

9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式7を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表1・2を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領(案)」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

別添 1 自衛水防組織活動要領(案)

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班および避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表 1 に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員および各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

(自衛水防組織の運用)

第4条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保および従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第5条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表 2 「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第6条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集および避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

管理権限者（ ）（代行者）		管理権限者、情報収集班、避難誘導班の役割分担表を作成して下さい。
総括・情報班	役職及び氏名	任 務
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
		施設の利用者数と従業員数、徒歩と車両による移動方法のマッチング（様式11の作成）を行うことが重要です。

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集および伝達機器 （ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集および伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料